

執筆者:

E-mail✉ [弘中 聡浩](mailto:hiroyuki@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [高畑 ゆい](mailto:ayumi@nishimura-asahi.com)

※本ニューズレターは、2022年6月16日現在の情報に基づいています。

1. はじめに

今週月曜日、2022年6月13日に、米国連邦最高裁判所は、全員一致の意見により、米国のディスカバリー制度は、米国国外で行われる国際商事仲裁及び(一定の場合)投資協定仲裁のための証拠収集には使うことができないとの新しい判断を示しました¹。本ニューズレターは、米国連邦最高裁判所のこの最新の判決の内容を紹介し、本判決が日本企業にとって持つ意味について検討します。

2. 海外における法的手続と米国のディスカバリー制度

米国のディスカバリー制度は、周知のとおり、訴訟における証拠収集のため、相手方や第三者に対し、証言録取(デポジション)や文書等の証拠の提出を求めることを認める強力な法制度です。ディスカバリー制度は、双方当事者に予め手持ち証拠を相手方に開示させるという意味では公平な制度という側面もありますが、相手方に証拠収集のために費用や労力をかけさせることで、理由のない訴訟であってもプレッシャーをかけて和解を狙うという濫用も往々にして見られるところです。そのため、米国のディスカバリー制度は、日本企業を含む企業が、米国での訴訟を嫌う1つの重要な理由となっています。

米国には、このディスカバリー制度を、米国以外の法的手続における証拠収集のために利用させる、28U.S.C.1782条(以下「USC1782条」といいます。)という規定があります。USC1782条(a)は、米国の地方裁判所が「外国又は国際法廷における手続で使用するため」に、ディスカバリーを命じることを認めたものです。USC1782条(a)は、(i)ディスカバリーの対象者が、申立てのされた地方裁判所の管轄内に居住等していること、(ii)ディスカバリーが、外国法廷における手続で使用するためのものであること、(iii)申立てが外国又は国際法廷若しくは利害関係人によってされたこと、という要件を全て満たした場合に、地方裁判所にディスカバリーを許可する権限を与えています。

このUSC1782条の仕組みを使えば、訴訟当事者は、日本を含む外国での訴訟手続のために、米国のディスカバリー制度を用いて、米国内にある証拠の収集を行うことができます。実際、本ニューズレターの執筆者の1人は、依頼者である日本企業が、東京地方裁判所において民事訴訟手続の被告となっていたところ、当該日本企業の米国子会社がニューヨークに存在したため、東京地方裁判所の民事訴訟手続に使うための証拠収集の目的で、ニューヨークの連邦地方裁判所に、USC1782条によりディスカバリーが申し立てられ、この手続に関与したことがあります²。

このUSC1782条が、米国国外の国際仲裁手続における証拠収集のために用いることができるかについては、かねてから争いがあり、米国の控訴裁判所における判断が分かれていたことから、最高裁判所の判断が待たれていました。本ニューズレターで紹介する最高裁判所判決は、この争いによりやく決着を着けるものであり、国際仲裁実務上も大きな影響を及ぼすものです。

¹ ZF Automotive US, Inc. v. Luxshare, Ltd. (596 U.S. ____ (2022))<https://www.supremecourt.gov/opinions/21pdf/21-401_2cp3.pdf>.

² この件を通して得た日本企業にとっての教訓については、三木浩一=手塚裕之=弘中聡浩編著『国際仲裁と企業戦略』187-188頁[弘中聡浩執筆](有斐閣、2014年)参照。

3. 事案の概要

本最高裁判所判決は、以下の2件について併合して判断を下しました。1件目の内容は以下のようなものです。米国ミシガン州に本拠を置くドイツ企業の子会社であるZ社が、香港に本拠を置くL社に、2つの事業ユニットを売却したところ、L社は、Z社が売却した事業ユニットに関する情報を隠蔽していたとして、Z社に対するドイツ仲裁協会(DIS)仲裁規則によるミュンヘンでの仲裁手続を行うことを念頭に置いて、ミシガン州の連邦地方裁判所に、仲裁手続に用いる証拠の収集のため、USC1782条の手続を申し立てました。その結果、地方裁判所及び第6巡回区控訴裁判所においては、この申立てが認められました。

2件目の内容は以下のようなものです。ロシアの投資家が、リトアニアの銀行(S銀行)に投資を行っていましたが、このS銀行が債務不履行となり、リトアニアの中央銀行がS銀行を国有化し、米国ニューヨーク州に本拠のあるコンサルティングファームであるA社の現CEOであるSF氏を暫定管理人に指名しました。SF氏が、S銀行の財務状態に関する報告書を発表した後、リトアニア当局は破産手続を開始し、S銀行を支払不能と認定しました。ロシアの投資家から権利を譲り受けていたロシアのF社は、リトアニアによって投資財産が収用されたと主張して、リトアニアとロシアとの間の二国間投資協定により、リトアニアに対し、UNCITRAL 仲裁規則に基づくアドホック仲裁を申し立てました。そして、F社は、ニューヨーク州の連邦地方裁判所に、SF氏及びA社から仲裁手続に用いる証拠を収集するためUSC1782条の手続を申し立て、地方裁判所及び第2巡回区控訴裁判所はこの申立てを認めました。

これらの2件においてディスカバリーの対象とされた当事者が最高裁判所に上告したため、最高裁判所はこの2件を併合し、米国外の仲裁手続にUSC1782条の適用が認められるかについて判断を示しました。

4. 最高裁判所の判断

(1) 「外国又は国際法廷」の意味

前記2.のとおり、USC1782条は、地方裁判所が「外国又は国際法廷における手続で使用するため(for use in a proceeding in a foreign or international tribunal)」に、ディスカバリーを命じることを認めたものです。そこで、最高裁は、まず、「tribunal(法廷)」の意味から検討しました。最高裁判所は、「tribunal」という言葉そのものの意義等を見れば、広い意味での「tribunal」という言葉は、仲裁廷のような私的な判断主体を排斥するものではないとし、「tribunal」という言葉が使われる文脈を確認する必要があると述べました。そして、最高裁判所は、「foreign tribunal(外国の法廷)」の意味について検討し、「tribunal」という言葉には政府又は主権国家といった潜在的な意味があり、また、「foreign」という言葉が政府や主権といった意味を有する言葉と合わせて用いられた場合にはより政府の意味を帯びること等からすれば、「foreign tribunal」という場合は、単に他国に存在するというのではなく、他国に帰属する法廷(a tribunal belonging to a foreign nation)と解釈することがより適切だとしました。このような解釈は、USC1782条の法文が、当該「外国の法廷」が従うべき実務及び手続を、当該法廷に権限を与えた外国政府が規定することを前提としていること(これに対し「外国の法廷」が私的な判断主体を含むとすれば、この私的な判断主体についてはそのような前提はないこと)からも裏付けられるとしました。また、最高裁判所は、「international tribunal(国際法廷)」の意味について検討し、「国際法廷」とは、2以上の国家が紛争を判断する公的な権力を法廷に与える場合を指すと述べました。

その上で、最高裁判所は、USC1782条の改正経緯について検討し、当該改正は、対象となる公的な主体の種類を拡大することを意図したものであり、公的な主体から私的な主体への拡大は意図していなかったとしました。そして、USC1782条の立法趣旨は、コミティ(礼讓)、すなわち外国政府に敬意を払うことで、国家間の共助を拡大していくことにあるところ、米国の地方裁判所に、私的な判断主体にすぎない仲裁廷に助力させることによって、このようなUSC1782条の立法趣旨を達成することはできず、議会がそのようなことに資源を使うことは意図してはいなかったはずであると述べました。

さらに、USC1782条は、いかなる利害関係人によっても、また、仲裁手続の開始前であってもディスカバリーの申立てを認めるところ、国内仲裁を規律する連邦仲裁法(FAA)は、申立人を仲裁廷に限定し、また、仲裁手続の開始後に限ってディスカバリーの申立てを認めていることから、私的な仲裁についてUSC1782条の適用を認めると、国内仲裁と国際仲裁との間で顕著な不均衡が生じるとしました。

以上から、USC1782条にいう「外国又は国際法廷」とは政府又は政府間のものでなければならず、私的な判断主体は「外国又は国際法廷」に含まれないとしました。

(2) 国際商事仲裁及び投資協定仲裁の仲裁廷が、政府又は政府間のものに当たるか

最高裁判所は、前記(1)の判断を踏まえ、本件で問題となった上記2件における仲裁廷が、政府、又は政府間のものに当たるかについて判断しました。まず、Z社とL社との間のドイツ仲裁協会(DIS)における仲裁手続については、仲裁廷の組成や仲裁手続の制定に政府が関わっていないことから、政府のものには当たらないと判断しました。ディスカバリーを求めたL社は、仲裁に仲裁地の法律が適用され、また、裁判所が仲裁合意の強制に関われば政府のものに当たると主張しましたが、最高裁判所はこのようなL社の主張を排斥しました。

また、F社とリトアニアの投資協定仲裁については、最高裁判所は、ジョージ・A・バーマン・コロンビア大学ロースクール教授のアミカス・ブリーフを引用しながら、上記の私的仲裁の場合よりは難しい問題であるが、結論としてはこれもUSC1782条は適用されないとしました。F社とリトアニアの二国間投資協定では、以下の4つの手続の中から紛争解決手続を選べることになっていました。その4つとは、(a)投資先の契約当事者の裁判所又は仲裁法廷、(b)ストックホルム商工会議所仲裁機関、(c)ICC仲裁裁判所、(d)UNCITRAL仲裁規則によるアドホック仲裁です。その上で、本件仲裁当事者は(d)のアドホック仲裁を選択したところ、アドホック仲裁においては、仲裁廷は、予め存在する仲裁機関ではなく、また、リトアニア及びロシアのいずれとも関連せずに独立して機能することとされていました。さらに、仲裁廷の権限は、リトアニアとF社が仲裁に合意したことにより与えられたものであり、ロシアとリトアニアが仲裁廷に政府としての権限を与えたものではないとしました。もっとも、各国が、アドホックの仲裁廷に公的な権限を与えることが禁じられるものではなく、仲裁廷の性質は、各国が、政府の権限を行使することをアドホックの仲裁廷に行使させることを意図していたかによって決定されるとしました。

最高裁判所は、以上の理由により、上記のドイツ仲裁協会(DIS)における国際商事仲裁手続における仲裁廷、及び投資協定仲裁の仲裁廷のいずれにも、USC1782条は適用されず、これらの仲裁廷における手続で使用するためのディスカバリーの申立ては認められないと結論付けました。

5. 日本企業にとっての本判決の評価

以上のとおり、米国連邦最高裁判所によれば、国際商事仲裁手続についてはUSC1782条は適用されない一方で、投資協定仲裁については、仲裁廷の性質によってはUSC1782条の適用の余地を認めるものとなっており、後者については、どのような場合にこれが認められるかについては幅のある判断となっています。後者については、ICSID条約に基づく仲裁に関して、今後、米国の判例がどのように展開されるかが注目されるところです。

世界的に見ると、米国の裁判所のみが強大なディスカバリーを命じてきたことから、米国国内に有利な証拠があるとする国際商事仲裁の当事者は、ディスカバリーを申し立てることでこれを入手できる可能性がある一方で、そのような事情のない他方当事者は、有利な証拠を入手することができず、当事者間で不公平が生じる懸念がありました。本判決の結論によれば、そのような懸念は払拭され、当事者間の公平が図られることとなります。

また、当事者が国際仲裁の合意を行う1つの重要な動機は、典型的には米国に見られるような広範な証拠開示手続を回避することにありました。ところが、国際商事仲裁手続にUSC1782条が適用されることになると、広範な証拠開示手続を回避したいという当事者の意図が一部果たされないこととなります。本判決の結論によれば、この点についても解決されたこととなります。

本判決の結論によれば、米国に有利な証拠がある場合にUSC1782条を用いることができなくなりますが、他方で、一般の民事紛争に関して国際仲裁の合意をした日本企業が、米国に子会社が存在する等の理由から意図せず米国のディスカバリーに巻き込まれる可能性は低くなったと言えます。したがって、事案ごとに事情は異なり得るものの、一般論として言うならば、本判決の結論は、日本企業としては、概ね歓迎してよい展開であるように思われます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があるとあります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 